



125号

平成24年9月15日

# 全国間税会総連合会 全間連会報

発行者

全国間税会総連合会

会長 大谷 信義

事務局

〒105-0003 東京都港区

西新橋3-23-6 白川ビル3F

TEL 03(3437)0201

FAX 03(3437)0301

URL <http://www.kanzeikai.jp>

E-mail [info@kanzeikai.jp](mailto:info@kanzeikai.jp)

印刷 株式会社 総 北 海

## 主要目次

平成25年度

税制及び執行に関する要望書  
..... 2～3

消費税の税率引上げと残された  
検討課題..... 4

e-Taxの利用状況と新目標 ... 5

平成23年度 租税滞納状況 ... 6

間税会組織の現状..... 7

局連だより(関東信越)・・・8～9

全間連の動き.....10

広報だより(北陸).....11

間税会だより

(組織増強への取組み)

横浜南・川口・上田

・三条・松阪・福井・伊予西条  
.....12～15

国税庁からのお知らせ.....16



松が峰教会(まつがみねきょうかい)は、宇都宮市にあるカトリック教会。  
大谷石建築としては現存最大級のロマネスク・リヴァイヴァル建築。

## 1 消費税の税率引上げと併せ行う措置

### 〔要 旨〕

消費税の税率引上げと併せて、社会保障制度と税制度全体についての改革とともに、行財政構造等の徹底した見直しを行うべきである。

### 〔理 由〕

国の平成24年度当初予算における公債発行高は約44兆円（歳入の49.0%）に、また、平成24年度末の公債残高が709兆円に上ること等からみて、財政健全化のために、また、今後の少子・高齢化の進展に伴う年金・医療・介護給付や少子化対策に要する経費の増大に対処するためにも、いずれは税制の抜本的な改革により国民に負担増を求めることは、避けられないと考えられる。

この点について、政府は、社会保障・税一体改革法案を取りまとめ、去る3月30日に閣議決定するとともに、国会に提出した。

この法律案について、民主党・自由民主党・公明党の3党による協議を経て修正案をとりまとめたが、この修正案においては、消費税の現在5%の税率を、平成26年4月から8%に、そして、平成27年10月から10%に引上げることとされている。

消費税の税率引上げは、現下の厳しい財政状況等から見て、やむを得ない措置であると考えられるが、消費税の税率引上げ時まで、次の措置を併せ講ずることが必要である。

(1) 社会保障と税の一体改革という観点から、また、消費税を社会保障財源に充てるための目的税とすることを踏まえ、今後における社会保障制度の在り方とその制度を維持するための財源規模等を、国民に明示すること。

(2) 社会保障財源に充てるための増収策の中心は消費税であるとしても、所得税・法人税・相続税等を含めた税制全体について総合的な改革を行い、バランスのとれた税体系とすること。

特に、消費税の税率の引上げに伴う低所得者の負担の逆進性の緩和措置は、消費税制度のみでなく、税体系全体の中で対処すること。

(3) 税制改革により、国民に負担増を求める前に、まずもって、政治面及び行財政全般にわたって、既存の組織・施策・制度の効率性、有効性等を過去の経緯にとらわれることなく見直すこととし、議員定数や歳費、社会保障関係費、公務員の人件費、公共事業費などあらゆる分野にわたり、徹底した歳出削減等を行うとともに、円滑で効率的な運営ができる行政組織とするよう行政改革を断行すること。

## 2 税制一般に関する事項

### 社会保障・税一体改革における税制改革

### 〔要 旨〕

社会保障・税一体改革における税制改革に当たっては、消費税率の引上げのみでなく、所得税・法人税・相続税等を含めた税制全体について総合的な検討を行い、公平で、バランスのとれた税体系を構築する。

### 〔理 由〕

社会保障・税一体改革における税制改革に当たっては、消費税の税率引上げが中心となるとしても、所得税・法人税・相続税等を含めた税制全体について総合的な改革を行い、公平でバランスのとれた税体系とすることが必要である。

特に、消費税の税率の引上げは、高所得者に比べ低所得者の負担が相対的に重くなるという逆進的傾向が強まることから、この逆進性の緩和策は、消費税のみでなく、

所得税・相続税等も含めた税体系全体の中で対処する必要がある。

## 3 消費税に関する事項

### (1) 消費税の定着

### 〔要 旨〕

消費税については、社会保障・税一体改革による税率引上げにより、最も大きな税収をもたらす基幹税となることから、長期的に安定した税制として、一層定着させるべきである。

### 〔理 由〕

社会保障・税一体改革による税率引上げにより、消費税の重要性はますます高まることから、消費税については、国民の理解と信頼が得られる安定した税制として、定着させるべきである。

### (2) 単一税率の維持と逆進性の緩和措置

### 〔要 旨〕

消費税は、社会保障・税一体改革により、税率が10%に引き上げられる場合においても、単一税率を維持すべきである。

消費税の税率が10%となり、低所得者に対する消費税負担の緩和（逆進性の緩和措置）を講ずる必要が生じた場合には、食料品等を低い税率とする複数税率制度ではなく、所得税等において給付付き税額控除制度（還付制度）を設け、その対象にすることにより対処することを検討すべきである。

### 〔理 由〕

イ 消費税は、消費に比例的負担を求める性格の税であることから、その税率は、単一税率が基本である。

ロ 低所得者に対する消費税負担を緩和するための措置としては、食料品など生活に密着した物やサービスを一般の税率より低い税率（軽減税率）とする考えもあるが、複数税率制度は、税率区分の対象選定に合理的基準を見出すことは困難であり、さらに、一定規模の税収の確保が求められる場合には、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ないことにも留意する必要がある。

ハ 複数税率制度の下では、事業者が取引に際し適用税率の区分ごとの価格設定をすることなどの事務負担が見込まれる。

ニ 低所得者に対する税負担の緩和措置については、諸外国に例のあるように、所得税等において給付付き税額控除制度を設け、その対象に消費税の負担軽減措置を加えるのが適当である。

### (3) 仕入税額控除

### 〔要 旨〕

仕入税額控除の仕組みについては、現行の請求書等保存方式を維持すべきである。

### 〔理 由〕

単一税率の下での仕入税額控除は、現行の請求書等保存方式で適切に対処できるので、欧州諸国の付加価値税のように税額別記のインボイスの保存を要件とするインボイス方式に切り替えるべきでない。

### 〔補 足〕

将来、税率構造のあり方が論議される際には、低所得者に対する配慮から、食料品等を軽減税率の対象にするという考えも出てようが、複数税率制度においては仕入税額控除を的確に行うためにインボイス制度の採用が不可欠となると、インボイス制度の下では、免税事業者が取引から排除されるという問題等もあることから、複数税率制度に切り替えることは適当でない。

#### (4) 簡易課税制度

##### 〔要 旨〕

消費税の税率引上げに伴い、簡易課税制度の控除率の見直しを行うべきである。

##### 〔理 由〕

現在、簡易課税制度の控除率は、業種により90・80・70・60・50%の5段階に区分されているが、この控除率による仕入税額の算出値と実額計算による算出値との開差が大きい業種があり、多額の益税が発生しているとの指摘がある。

社会保障・税一体改革による消費税率の引上げに伴い、この開差はさらに拡大する虞があることから、業種等の実態に即して控除率を見直す必要がある。

#### (5) 使 途

##### 〔要 旨〕

消費税は、社会保障の充実を図るための目的税とすべきである。

##### 〔理 由〕

消費税の税収の使途は、少子・高齢化の進展に伴い、高齢者に対する医療・介護や年金、子育て支援などの社会保障の充実のために限定する社会保障目的税とすることにより、消費税の税率引上げなどの見直しについての国民の理解を求めらるべきである。

この場合、消費税の見直しと合わせて、社会保障の施策の内容を明示して、国民に対し税負担の増と社会保障の充実との兼ね合いを、説明することが肝要である。

### 4 個別消費税に関する事項

#### (1) 石油関連諸税と消費税

##### 〔要 旨〕

石油関連諸税については、中長期的には、消費税との併課のあり方を含め、抜本的見直しをすべきである。

##### 〔理 由〕

消費税の創設時に、物品税、入場税、砂糖消費税等は廃止、酒税、たばこ税は税率の調整（引下げ）が行われたが、石油関連諸税は特定財源ということもあって、調整が行われなかった。

石油関連諸税については、消費税との併課のあり方を含め、抜本的な検討をすべきである。

#### (2) 印紙税の負担軽減

##### 〔要 旨〕

印紙税については、課税範囲、免税点、税率等の見直しを行うべきである。

##### 〔理 由〕

イ 印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税であると説明されているが、経済取引自体に直接に負担を求める消費税の創設に伴い、消費税の課税対象になる取引にかかる文書類は、印紙税の課税対象から除外すべきである。

ロ 事務処理の機械化や取引形態の変化等に伴い、作成される文書の形式や内容の変化、ペーパーレス化等により、文書課税としての印紙税には、不合理、不公平な現象が生じており、抜本的な見直しをする必要がある。

##### 〔補 足〕

社会保障・税一体改革により、消費税の税率引上げが行われる場合には、印紙税の不合理、不公平な現象がさらに拡大するので、是非、見直しを行うべきである。

### 5 納税環境の整備に関する事項

#### 納税者番号制度

##### 〔要 旨〕

納税者番号制度を、早期に導入されたい。

##### 〔理 由〕

納税者の利便の向上と課税の適正化を推進するために、プライバシーの保護に配慮しつつ、諸外国の実施例を参考にして、納税者番号制度（社会保障・税共通の番号制度）を創設する必要がある。

当連合会は、消費税の税率が10%となった場合には、低所得者の消費税負担を緩和するため、所得税等において給付付き税額控除制度を設けるとともに、消費税をその対象にすることも検討するよう提言しているが、給付付き税額控除制度を的確に運営するためには、納税者番号制度は不可欠なので、そのためにも納税者番号制度の導入を検討されたい。

### 6 執行に関する事項

#### (1) 税務機構

##### 〔要 旨〕

消費税の重要性に鑑み、税務署機構に消費税の指導等を専担する者を配置されたい。

##### 〔理 由〕

消費税は、法人、個人ともに関係する税であることから、法人、個人を通して指導等を担当する部門又は専門官（消費税実務指導専門官等）を設けていただきたい。

#### (2) 広 報

##### 〔要 旨〕

消費税について、より深い理解を得るための広報をさらに行うべきである。

##### 〔理 由〕

消費税について、制度の内容を広く周知することもちろん必要であるが、消費税の国・地方公共団体の財政中に占める地位及び使途（基礎年金、老人医療、介護）等について、さらに周知を図るべきである。

当連合会も、世界の消費税（付加価値税）実施国や消費税の使途等を示すポスター、リーフレット、クリアファイルの展示、配付等による広報活動を展開しているが、国・地方公共団体においても、引き続きその広報に積極的に取り組むべきである。

#### (3) 租税教育

##### 〔要 旨〕

学校教育の中での租税教育を積極的に推進すべきである。

##### 〔理 由〕

当連合会は、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルを租税教育用資料の一環として中学校等で配付し、また、「税の標語」に応募するよう呼びかけているところである。

消費税を含めた税の必要性、重要性を若年期から理解させるために、学校教育の中で租税教育の一層の充実が図られるよう、文部科学省等とも連携をとりながら、社会全体として租税教育を積極的に推進すべきである。

なお、租税教育は、官民一体となり社会全体で取り組む課題であるとしても、その中心は学校教育の場であり、民間が補完するという位置付けを明確にする必要がある。

#### (4) 消費税の滞納整理

##### 〔要 旨〕

消費税の滞納の未然防止、発生した滞納の早期、重点整理等に努められたい。

##### 〔理 由〕

消費税の滞納の発生は、消費税に対する国民の信頼を損なうことになることから、当会も滞納の未然防止に取り組んでいるところであるが、執行面において、これまで同様に、その未然防止及び滞納整理に優先的、重点的に取り組むことが重要である。

#### (5) e-Tax

##### 〔要 旨〕

e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

##### 〔理 由〕

石油ガス税の課税場所は、全国で約2,700場に達するが、そのほとんどは中小規模の事業者に係るものである。

石油ガス税は、毎月、申告納税の手続きをとる必要があるところ、中小事業者にとっては、軽視できない負担になっている。関係事業者の事務負担を軽減するためにも、e-Taxの利用可能手続に石油ガス税納税申告を加えていただきたい。

# 消費税の税率引き上げと残された検討課題

政府は、本年3月30日に、社会保障・税一体改革の一環として、税制改革法案を閣議決定するとともに、国会に提出しました。

この法律案につきましては、衆議院での審議の過程で、民主党・自由民主党・公明党の与野党3党で協議を行った修正が行われました。

修正前の法律案は、消費税法の改正のほか、所得税法、相続税法、租税特別措置法の改正も織り込まれていましたが、修正協議によって、所得税法・相続税法・租税特別措置法の改正部分は削除され、修正後の法律案は、消費税の税率引き上げを中心とする内容のものになりました。

修正後の法律案（消費増税法案）は、6月26日に衆議院で可決されるとともに、8月10日に参議院でも可決され、成立いたしました。

成立した法律（名称「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」。通称「消費増税法」）の主な内容は、次のとおりです。

## 1 消費税の税率引き上げ

次により、2段階で税率を引き上げる。

### (1) 平成26年4月1日施行

消費税率を4%から6.3%に引き上げ（地方消費税1.7%と合せて8%）

### (2) 平成27年10月1日施行

消費税率を6.3%から7.8%に引き上げ（地方消費税2.2%と合せて10%）

## 2 消費税の使途の明確化

消費税の収入については、地方交付税法（注参照）に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てる。

（注）地方交付税法では、国の消費税収入の内、29.5%は地方交付税として、地方公共団体に配分することとされている。

## 3 税率引き上げ時まで、具体化に向けて検討し、必要な措置を講ずべき施策

### (1) 低所得者への配慮（逆進性の緩和措置）

低所得者に配慮する観点から、消費税率の引き上げ時点までに、次の措置を検討する。

#### ① 給付付き税額控除制度

番号制度（社会保障・税等の共通番号制度……目下国会で審議中）の本格的な稼働及び定着すること等を前提にして、給付付き税額控除制度の導入について、所得の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。

#### ② 複数税率制度

複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。

#### ③ 簡素な給付措置

①及び②の施策が実現するまでの暫定的・臨時的な措置として、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

### (2) 簡易課税制度

簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果を踏まえた上で、その水準について、必要な見直しを行う。

### (3) 消費税額の円滑な転嫁を推進するための措置

消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、法制上及び行政上の必要な措置を徹底して講ずる。

### (4) 取引に際しての価格表示

外税、内税等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、様々な角度から検討する。

### (5) 医療に係る消費税

医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担への対処等医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

### (6) 住宅取得に係る経過措置

住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引き上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、その影響を緩和等するための必要な措置を総合的に検討する。

### (7) 地方公共団体への申告

消費税及び地方消費税の申告を地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の問題点を十分に整理して、検討する。

### (8) 個別間接税と消費税の併課

酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、国民生活への影響等を勘案しつつ、引き続き検討する。

### (9) 酒税

酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引き上げに併せて見直しを行う方向で検討する。

### (10) 燃料課税

燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率が維持されていること及び石油石炭税の税率の上乗せを行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。

### (11) 自動車取得税等

自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から、見直しを行う。

### (12) 印紙税

印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

# e-Taxの利用状況と新目標

国税当局が税務運営の最重要課題の一つとして取り組んでいますe-Tax（国税電子申告・納税システム）の普及につきましては、間税会もその周知、利用促進に積極的に取り組んできているところです。

このe-Taxの平成23年度（平成23年4月～平成24年3月）の利用状況等は、国税庁の発表によりますと、次のようになっています。

## 1 e-Taxの利用件数

e-Taxの対象手続（重点15手続）に対する利用件数は、全体では1,805万件で、前年度の1,757万件に比べて102.8%と増加しています。

主な手続の利用件数等は、次のとおりです。

|           |             |        |
|-----------|-------------|--------|
| 所得税申告     | 891万件（前年度対比 | 103.3% |
| 法人税申告     | 170万件（      | 112.8% |
| 消費税申告（個人） | 60万件（       | 100.5% |
| 消費税申告（法人） | 183万件（      | 109.3% |
| 酒税申告      | 4万件（        | 100.3% |
| 印紙税申告     | 8万件（        | 100.5% |

## 2 e-Taxの利用率

e-Taxの対象手続（重点15手続）に対する利用率は、全体では52.7%で前年度の利用率50.2%に比べて2.5ポイント伸びています。

主な手続の利用率等は、次のとおりです。

|           |           |       |
|-----------|-----------|-------|
| 所得税申告     | 45.1%（前年度 | 43.7% |
| 法人税申告     | 65.4%（    | 57.9% |
| 消費税申告（個人） | 40.1%（    | 39.9% |
| 消費税申告（法人） | 92.6%（    | 84.7% |
| 酒税申告      | 88.8%（    | 88.5% |
| 印紙税申告     | 67.5%（    | 67.2% |

## 3 利用目標値と達成状況

重点15手続のうち、先行11手続については、平成23年度の目標値は70%とされていましたが、平成23年度末において79.3%となり、目標を達成しました。

しかしながら、重点15手続の全体では、平成25年度の目標値65%に対し、平成23年度末の利用率は52.5%に留まっており、まだかなりの開差があります。

（注）

1 重点15手続とは、次の手続をいいます。

- ①所得税申告、②法人税申告、③消費税（個人）申告、④消費税（法人）申告、⑤酒税申告、⑥印紙税申告、⑦給与所得の源泉徴収票等の法定調書（7手続）、⑧納税証明書の交付請求、⑨電子申告・納税等開始（変更等）届出

2 先行11手続とは、次の手続をいいます。

重点15手続の内から、①所得税申告、③消費税（個人）申告、⑥印紙税申告、⑧納税証明書の交付請求の4手続を除いた手続

## 4 新しい目標値

国税庁では、昨年、政府が策定した「新たなオンライン利用に関する計画」を受けて、本年6月に「業務プロセス改革計画」を策定し、今後は、この業務プロセス改革計画に沿って、一層積極的にe-Taxの普及及び定着に取り組むこととしています。

この業務プロセス改革計画には、いろいろの事項が織り込まれていますが、e-Taxについては新たな指標を設けるとともに、目標値が定められています。

e-Taxに関連する指標等は次のとおりです。

### (1) 国民の利便性向上に関する指標

#### ○ e-Taxの利用満足度

##### イ 指標内容

自宅等からのe-Tax利用者に占めるオンライン利用に満足している人の割合を指標として設定しています。  
アンケート調査により実態を把握します。

##### ロ 目標等

平成22事務年度の国税庁実績評価結果であるe-Taxの利用満足度66.4%を基準値として、平成25年度までに利用満足度が70%になることを目標としています。

### (2) 国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標（オンライン利用率等）

#### ○ オンライン利用率

##### イ 指標内容

e-Taxを通じて申請等を行った件数が総申請等件数に占める割合を指標としています。

##### ロ 目標等

オンライン利用率の目標については、重点手続の中には公的個人認証の普及割合等の外的要因にオンライン利用率が左右されるものがあることを踏まえ、重点手続を2区分し、それぞれに目標を設定しています。

#### ① 公的個人認証の普及割合等に左右されない12手続（15手続のうち、②の3手続以外のもの）

平成22年度における利用率が70.1%（基準値）であったこと等を踏まえ、平成25年度に利用率が72%になることを目標としています。

#### ② 公的個人認証の普及割合等に左右される3手続（所得税申告、消費税（個人）申告、納税証明書の交付請求）

平成22年度における利用率が41.1%（基準値）であったこと等を踏まえ、平成25年度に利用率が50%になることを目標としています。

## 5 取組に当たっての基本的な考え方等

e-Taxについては、納税者の利便性の向上と事務の効率化に資することから、関係部署が緊密な連携を図るとともに、税理士会、青色申告会、法人会、間税会等の関係民間団体や地方公共団体とも連携を図りつつ、一層の普及及び定着に向けて取組むこととしています。

間税会も国税当局のこの取組を支援し、協力していくこととしています。

## 租 税 滞 納 状 況

## 消費税の滞納残高

12年連続で減少

全間連は、預かり金的性格を持つ消費税の滞納発生を憂い、かねてから「消費税完納運動」を推進してきているところです。

消費税の滞納状況を含む平成23年度の租税滞納状況が、去る7月に国税庁から発表されました。

これによりますと、平成23年度の消費税の新規発生滞納額は3,220億円で、前年度の3,398億円に対し94.8%と5.2ポイント減少し、消費税の滞納残高（滞納整理中のものの額）は、平成23年度末で4,169億円となり、前年度末対比98.0%と、2.0ポイント減少しました。これで、消費税の滞納残高は、12年連続で減少したことになります。

国税庁発表による平成23年度の租税滞納状況は、次のとおりです。

## 平成23年度租税滞納状況について

- 1 新規発生滞納額…6,073億円（前年度比11.2%減少）
- 2 整理済額…6,657億円（前年度比12.3%減少）
- 3 滞納整理中のものの額  
……1兆3,617億円（前年度比4.1%減少）

## 1 新規発生滞納額の状況

平成23年度においては、これまでに引き続き、期限内収納の実現を図るための期限内納付に関する広報や納期限前後の納付指導の実施など、滞納の未然防止に努めた結果、平成23年度の新規発生滞納額は、6,073億円と前年度（6,836億円）より763億円減少（11.2%減）しました。

このうち、消費税については、3,220億円で、前年度（3,398億円）より178億円（5.2%）の減少となっています。

新規発生滞納額は、引き続き減少傾向にあり、最も新規発生滞納額が多かった平成4年度の32.1%まで減少しました。

## 2 滞納発生割合の状況

平成23年度の滞納発生割合（新規発生滞納額（6,073億円）／徴収決定済額（42兆7,954億円））は、1.4%になりました。

この滞納発生割合は、平成16年度以降、8年連続で2%を下回り、引き続き低い水準を維持しています。  
（注）徴収決定済額とは、申告などにより課税されたものの額をいいます。

## 3 整理済額の状況

平成23年度においては、これまでに引き続き、納税者個々の実情を踏まえ法令等に基づき、大口・悪質事案や処理困難事案に対して厳正・的確な滞納整理を実施するとともに、消費税滞納の残高圧縮に向けて確実に処理することに重点を置いて滞納の整理促進に努めた結果、平成23年度の整理済額は、6,657億円となり、前年度（7,591億円）より934億円減少したものの、新規発生滞納額（6,073億円）を584億円上回ったことにより、滞納整理中のものの額（滞納残高）は減少しました。

このうち、消費税については、3,307億円で、前年度（3,561億円）より254億円減少したものの、新規発生滞納額（3,220億円）を87億円上回ったことにより、滞納整理中のものの額は減少しました。

## 4 滞納整理中のものの額の状況

平成23年度においては、滞納の未然防止及び整理促進に努めた結果、平成23年度末における滞納整理中のものの額は、1兆3,617億円となり、前年度（1兆4,201億円）より584億円減少しました。

滞納整理中のものの額は、平成11年度以降、13年連続で減少し、ピーク時（平成10年度）の48.4%になりました。

このうち、消費税については、4,169億円と前年度（4,256億円）より87億円（2.0%）減少しました。

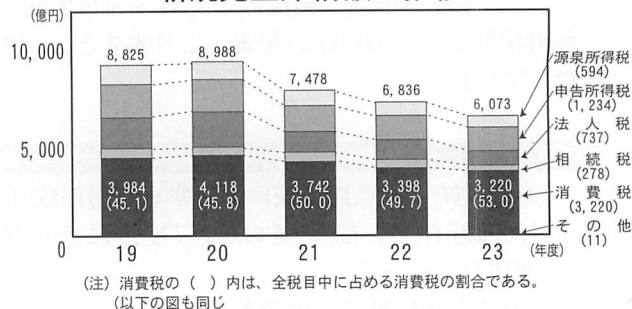
消費税の滞納整理中のものの額は、平成12年度以降12年連続で減少しています。

## 全税目の滞納状況

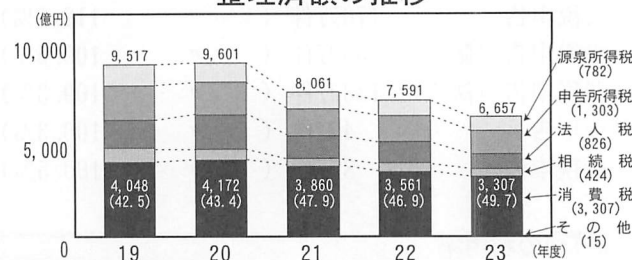
単位：億円、%

| 区分<br>年度 | 新規発生滞納額 |       | 整理済額  |       | 滞納整理中のものの額 |      |
|----------|---------|-------|-------|-------|------------|------|
|          | 金 額     | 前年度比  | 金 額   | 前年度比  | 金 額        | 前年度比 |
| 19       | 8,825   | 98.1  | 9,517 | 95.2  | 16,151     | 95.9 |
| 20       | 8,988   | 101.8 | 9,601 | 100.9 | 15,538     | 92.2 |
| 21       | 7,478   | 83.2  | 8,061 | 84.0  | 14,955     | 96.2 |
| 22       | 6,836   | 91.4  | 7,591 | 94.2  | 14,201     | 95.0 |
| 23       | 6,073   | 88.8  | 6,657 | 87.7  | 13,617     | 95.9 |

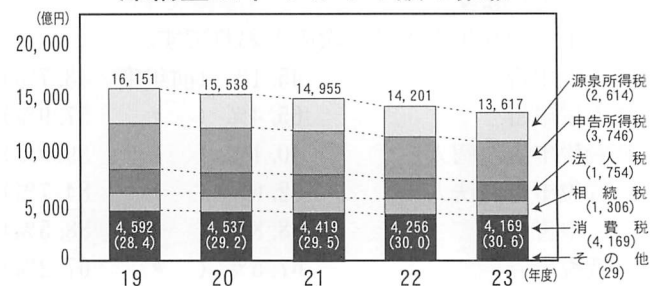
## 新規発生滞納額の推移



## 整理済額の推移



## 滞納整理中のものの額の推移

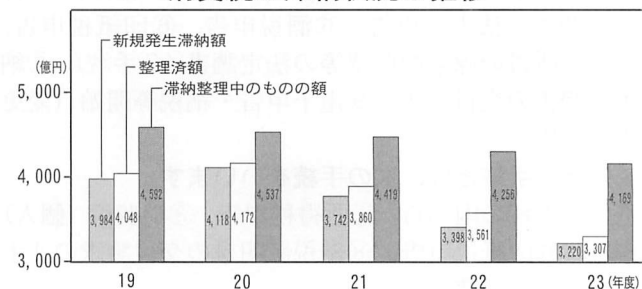


## 消費税の滞納状況

単位：億円、%

| 区分<br>年度 | 新規発生滞納額 |       | 整理済額  |       | 滞納整理中のものの額 |      |
|----------|---------|-------|-------|-------|------------|------|
|          | 金 額     | 前年度比  | 金 額   | 前年度比  | 金 額        | 前年度比 |
| 19       | 3,984   | 100.5 | 4,048 | 96.8  | 4,592      | 98.6 |
| 20       | 4,118   | 103.4 | 4,172 | 103.1 | 4,537      | 98.8 |
| 21       | 3,742   | 90.9  | 3,860 | 92.5  | 4,419      | 97.4 |
| 22       | 3,398   | 90.8  | 3,561 | 92.3  | 4,256      | 96.3 |
| 23       | 3,220   | 94.8  | 3,307 | 92.9  | 4,169      | 98.0 |

## 消費税の滞納状況の推移



# 間税会組織の現状

## 1 間税会の組織状況

平成24年4月1日現在の会員数は87,925人社（下部組織のない大阪局間連を除きます。）で、前年同期の会員数89,055人社に対し1,130人社の減少となっています。

別表1「間税会組織状況表」は、各局間連別の組織状況を表したものです。各局間連の会員数の変動を見ますと、会員数の増加しているのは、関東信越、北陸及び広島島の3局間連で、あとの9局間連は軒並み減少しています。

なお、仙台局間連につきましては東日本大震災の影響で、会員数の把握ができていないところについては、一昨年と同数を計上しています。

別表1 間税会組織状況表

| 局連名     | 会 員 数     |           | 増 減     |
|---------|-----------|-----------|---------|
|         | 平成24年4月1日 | 平成23年4月1日 |         |
| 東 京     | 18,139    | 18,614    | △ 475   |
| 関 東 信 越 | 18,227    | 18,189    | 38      |
| 大 阪     | 9         | 10        | △ 1     |
| 北 海 道   | 5,015     | 5,222     | △ 207   |
| 仙 台     | 3,945     | 4,401     | △ 456   |
| 東 海     | 7,581     | 7,651     | △ 70    |
| 北 陸     | 6,663     | 6,574     | 89      |
| 広 島     | 8,344     | 8,020     | 324     |
| 四 国     | 7,627     | 7,779     | △ 152   |
| 福 岡     | 9,225     | 9,364     | △ 139   |
| 南 九 州   | 2,639     | 2,717     | △ 78    |
| 沖 縄     | 520       | 524       | △ 4     |
| 計       | 87,925    | 89,055    | △ 1,130 |
|         | 87,934    | 89,065    | △ 1,131 |

(注) 1.「仙台」は、東日本大震災の影響で、会員数の把握ができていないところもある。  
2. 計欄の上段は、下部組織を持たない「大阪」を除いた会員数である。

別表2 過去5年間の会員数の推移 (単位：人社)

| 区 分   | 20年度   | 21年度   | 22年度   | 23年度   | 24年度   |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 会 員 数 | 94,916 | 92,728 | 89,892 | 89,055 | 87,925 |
| 前年度比  | △3,156 | △2,188 | △2,836 | △837   | △1,130 |

別表3 間税会会員数階層別分布状況

| 局間連      | 東 京     | 関東信越    | 北海道     | 仙 台 | 東 海     | 北 陸   | 広 島     | 四 国     | 福 岡     | 南九州     | 沖 縄   | 合 計       |
|----------|---------|---------|---------|-----|---------|-------|---------|---------|---------|---------|-------|-----------|
| 100名未満   | 11 (10) | 13 (12) | 9 (9)   | 40  | 25 (24) | 1 (1) | 19 (19) | 6 (5)   | 3 (3)   | 15 (15) | 3 (3) | 145 (101) |
| 100名以上   | 35 (33) | 17 (18) | 14 (13) | 8   | 11 (13) | 3 (3) | 13 (15) | 10 (11) | 13 (14) | 10 (10) | 3 (3) | 137 (133) |
| 200名以上   | 28 (30) | 15 (15) | 3 (4)   | 4   | 5 (3)   | 4 (4) | 11 (8)  | 3 (3)   | 7 (6)   |         |       | 80 (73)   |
| 300名以上   | 5 (6)   | 2 (4)   | 3 (2)   |     | 2 (4)   | 2 (2) | 6 (7)   | 1 (1)   |         |         |       | 21 (26)   |
| 400名以上   | 2 (3)   | 7 (5)   | 1 (1)   |     | 1 (1)   |       | 1 (1)   | 2 (1)   | 3 (2)   |         |       | 17 (14)   |
| 500名以上   | 2 (1)   | 2 (2)   | (1)     |     | 3 (2)   | 1 (1) |         | 1 (2)   | (1)     |         |       | 9 (10)    |
| 600名以上   |         | 1 (1)   |         |     | 1       |       |         |         | 1 (1)   |         |       | 3 (2)     |
| 700名以上   |         | 2 (1)   |         |     | (1)     | 1 (3) |         |         | 2 (2)   |         |       | 5 (7)     |
| 800名以上   |         | (2)     |         |     |         | 2     |         | 1 (1)   | 1 (1)   |         |       | 4 (4)     |
| 900名以上   |         | 2 (1)   |         |     |         |       |         | 1       | 1 (1)   |         |       | 4 (2)     |
| 1,000名以上 | 1 (1)   | 2 (2)   |         |     |         | 1 (1) |         | 1 (2)   |         | 不明が11   |       | 5 (6)     |
| 計        | 84      | 63      | 30      | 52  | 48      | 15    | 50      | 26      | 31      | 36      | 6     | 441       |

(注) ( ) 書は前年度 「仙台」の前年度は不明

## 2 最近5年間の会員数の推移

会員数の推移を過去に遡ってみますと、平成12年度までは増加してきていましたが、平成13年度からは減少に転じ、この5年間も別表2のように毎年減少してきています。

なお、過去最高の会員数は、平成12年度の116,511人社です。

## 3 会員数階層別間税会

別表3「間税会会員数階層別分布状況」は、会員数別の単位会を表したもので、会員数200人社未満の会が282会と全体の64%を占めています。

また、1単位会当たり平均会員数は199人社となっています。

## 4 会員数のランキング

別表4「会員数ランキング」は、会員数上位から47間税会（会員数400人以上）を掲載しました。

会員数ランキング47の局間連別では、①関東信越16、②福岡8、③四国6、④東京・東海・北陸5、⑤北海道・広島1となっております。

別表4 会員数ランキング

| 順位 | 団 体 名     | 会 員 数 | 順位 | 団 体 名     | 会 員 数 |
|----|-----------|-------|----|-----------|-------|
| 1  | 武蔵野(東京)   | 2,078 | 24 | 松 山(四 国)  | 515   |
| 2  | 伊予西条(四国)  | 1,463 | 26 | 武 生(北 陸)  | 511   |
| 3  | 富 山(北 陸)  | 1,355 | 27 | 上尾(関東信越)  | 501   |
| 4  | 上田(関東信越)  | 1,148 | 27 | 鈴 鹿(東 海)  | 501   |
| 5  | 越谷(関東信越)  | 1,132 | 29 | 横浜南(東京)   | 500   |
| 6  | 高 知(四 国)  | 971   | 29 | 松 阪(東 海)  | 500   |
| 7  | 福岡(福岡)    | 920   | 31 | 八 幡(福岡)   | 489   |
| 8  | 土浦(関東信越)  | 918   | 32 | 佐 賀(福岡)   | 487   |
| 9  | 浦和(関東信越)  | 900   | 33 | 高 松(四 国)  | 467   |
| 10 | 小 倉(福岡)   | 890   | 34 | 松本(関東信越)  | 459   |
| 11 | 福 井(北 陸)  | 882   | 35 | 三条(関東信越)  | 458   |
| 12 | 金 沢(北 陸)  | 862   | 36 | 札幌西(北海道)  | 453   |
| 13 | 長 尾(四 国)  | 857   | 37 | 岐阜南(東海)   | 450   |
| 14 | 新潟(関東信越)  | 793   | 38 | 徳 山(広 島)  | 439   |
| 15 | 小 松(北 陸)  | 769   | 39 | 長野(関東信越)  | 437   |
| 16 | 長 崎(福岡)   | 736   | 40 | 春日部(関東信越) | 432   |
| 17 | 所沢(関東信越)  | 730   | 41 | 宇 摩(四 国)  | 431   |
| 18 | 博 多(福岡)   | 709   | 42 | 渋谷(東京)    | 426   |
| 19 | 西福岡(福岡)   | 658   | 43 | 諏訪(関東信越)  | 422   |
| 20 | 古河(関東信越)  | 656   | 44 | 大宮(関東信越)  | 421   |
| 21 | 岐阜北(東海)   | 624   | 44 | 足利(関東信越)  | 421   |
| 22 | 東三河(東海)   | 561   | 46 | 筑 紫(福岡)   | 407   |
| 23 | 宇都宮(関東信越) | 529   | 47 | 西新井(東京)   | 405   |
| 24 | 山 梨(東京)   | 515   |    |           |       |

|      |              |             |            |           |            |             |           |               |           |            |            |              |
|------|--------------|-------------|------------|-----------|------------|-------------|-----------|---------------|-----------|------------|------------|--------------|
| 最 高  | 武蔵野<br>2,078 | 上田<br>1,148 | 札幌西<br>453 | 山形<br>244 | 岐阜北<br>624 | 富山<br>1,355 | 徳山<br>439 | 伊予西条<br>1,463 | 福岡<br>920 | 熊本東<br>166 | 北那覇<br>161 | 武蔵野<br>2,078 |
| 最 低  | 厚木<br>36     | 柏崎<br>10    | 富良野<br>47  | 石巻<br>5   | 多治見<br>20  | 奥越<br>84    | 真庭<br>40  | 安芸<br>42      | 対馬<br>63  | 小林<br>15   | 八重山<br>20  | 石巻<br>5      |
| 平 均  | 216          | 289         | 167        | 76        | 158        | 444         | 167       | 293           | 298       | 73         | 87         | 199          |
| モデル会 | 北沢<br>234    | 三条<br>458   | 札幌中<br>145 | 白河<br>182 | 松阪<br>500  | 三国<br>265   | 松江<br>248 | 伊予西条<br>1,463 | 武雄<br>291 | 熊本東<br>166 |            | 平 均<br>395   |



関東信越間税会連合会

会長 関 亦 数 斗

関東信越間税会連合会は、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野及び新潟の6県間連に加盟する63間税会の会員で構成されています。

平成24年4月1日現在の会員数は18,227人社で、悪条件が重なったにもかかわらず、前年同期の会員数18,189人社に対して、38人社の増加となりました。会員の皆様のご理解とご協力により、当連合会、各県間連及び各間税会が、様々な行事や施策を実施していることが功を奏したものです。

当連合会の主な会務の運営及び施策の実施状況は次のとおりです。

- 1 正副会長・専門委員長・事務局長会議（年3回）  
会務運営全般の審議。理事会、総会前における審議
- 2 青年部・女性部 懇談会、税務研修会及び視察研修等を実施しています。
- 3 組織委員会（年2回） 組織増強活動、「組織増強活性化推進」モデル会を所管。組織増強功労者は表彰し、増強達成間税会へは増強件数に応じた報奨金を支給しています。
- 4 税制委員会（年2回） 提言活動、アンケート調査を所管。税制等研修会を実施しています。
- 5 広報委員会（年2回） 会報の発行、「税の標語・クリアファイル活性化推進」モデル会を所管。税の標語優秀作品は表彰（関信越会長賞）し、一定の応募数達成間税会へは報奨金を支給しています。
- 6 コーディネーター会議 会長、部会長、専門委員長及び専務理事で構成。会務運営の企画立案、各間税会等に対する相談・助言

次に、各県間連の中から、いくつかの間税会の活動状況を紹介いたします。

### 【埼玉県間税会連合会】会長：関亦 数斗

#### ●川口間税会● 会長 澤村 清

| 会員数  | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 増加会員数 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| (人社) | 225 | 230 | 250 | 250 | 350 | 100   |

#### 1. 組織拡大への取り組み方

モデル会（埼玉県のモデル会）の指定を受けたことを契機に、組織増強の成果を上げるための方針を役員会に提案し賛同を得て、2年間の増強計画をたてました。

#### 【会員増強の具体的実行案】

常任理事会の結成（6名）、理事役員の構成拡大（36名）、年会費の修正（役員・法人・個人会員）とともに、新たに組織拡大実行委員会を結成（6名）

会員増強策についての計画及び目標の作成は、すべてこの新しい委員会にて実行しました。

川口地区 新入会目標 130名、草加地区 新入会目標40名

鳩ヶ谷地区 新入会  
目標 30名 合計  
200名

上記目標達成のため、役員の協力のもとより各種団体、各地区商工会議所、法人会、税理士会等の税務関係団体、各地区



金融機関等に特別のお願いをして参りました。

#### 2. 主な事業活動の内容

当会は、川口税務署管内2市で構成されています。（川口市、草加市）

- 1) 新春講演会（西川口間税会との合同で税務講演会等）
- 2) 親睦ゴルフ会（年2回）
- 3) 日帰り研修会
- 4) 会報の発行（年2回）

#### 3. 今後の活動方針

新年度に入り新たに組織拡大実行委員会として事業活動計画書を作成し、下記により実行を開始いたしました。

#### 1) 組織拡大実行委員の指名

川口地区 3名、草加地区 2名、鳩ヶ谷地区 1名

#### 2) 川口間税会組織拡大目標（新入会員増強目標）

前期：平成24年5月～8月末（4ヶ月間） 10名

後期：平成24年9月～平成25年4月末（8ヶ月間）

40名（特別増強月間）

前期分は達成しております。その他、新しい入会案内のしおりを作成しました。

### 【茨城県間税会連合会】会長：瀬古澤 擴

#### ●土浦間税会● 会長 瀬古澤 擴

#### 【土浦間税会女性部・女性部長 芦田 綾子】

～都内で満喫・絶品ご当地グルメ巡り～

昨年の11月30日、法人会女性部会と合同で東京方面へ日帰り視察研修会を実施しました。

今回は、39名が参加し会員間の親交を図りました。

移動中、首都高速から建設中の東京スカイツリーを見ながら、最初の目的地に向かいました。月末とあって渋滞を予測していましたが、予定よりも順調に流れ早く到着してしまいました。

時間がとれたので、浜離宮恩賜庭園の散策を楽しむことができました。園内は手入れが行き届いており、風情豊かな庭園を眺めながら清々しい気持ちになれました。

（計画を立てるのも旅の楽しみですが、計画通りにいかない旅の面白さがここにありました。）

昼食は、ロイヤルパークホテル汐留タワーの26階で、都内を一望しながらランチバイキングを堪能。ホテルの洗練された味で至福のひとつときを楽しみました。

午後は、竹芝から「新東京丸」に乗船し、物流を支える東京湾を間近に見学しました。海から眺める景観は開放感に溢れ、優雅な時間を過ごしました。

次の目的地である有楽町・銀座界限には、日本全国の特産品や観光情報などを扱う「アンテナショップ」がたくさんあり、被災地支援の一環として、また旅行気分も味わえるとあって自由時間を思い思いに満喫しました。

予定通り視察を終え、多くの収穫を土産に帰路に着きました。



#### 【印紙税実務研修会】

昨年12月13日、土浦市・ワークヒル土浦において、印紙税の研修会を開催致しました。

講師には、土浦税務署の担当官にお願ひし、印紙税の基本的な取扱いに加え、



日常の業務で注意を要する項目を中心に解説していただきました。

印紙税については、日常の経済取引に伴って作成する契約書や金銭の受取書(領収書)などに課税される税金で、特に最近における企業再編や電子商取引の進展など経済取引の複雑化・多様化に伴い、作成される文書の内容も複雑多岐なものとなっており、参加者は熱心に聴講されました。

## ●竜ヶ崎間税会●

会長 安達 實

当会では、年2回ゴルフコンペを開催しておりますが、3月28日に23年度最後の行事として、年度末にもかかわらず、36名の方に参加をしていただきました。

当コンペでは、ゴルフを通しての親睦・健康維持等の目的の他に、現会員さんが友人をお誘いいただき、コンペ参加後会員になっていただくという、会員増強のよい機会となっております。

23年度のゴルフコンペでは、9月に7名、3月に6名、計13名の新規入会がありました。

ゴルフコンペ以外にも納涼祭・研修会も同様の機会ととらえ、当会の目標である1会員・1新会員運動を進め、更なる会員増強に努めて参りたいと思います。

## 【栃木県間税会連合会】会長：荻山 猛彦

### ●宇都宮間税会●

会長 中島 理

【宇都宮間税会女性部長 澤田真由美】



宇都宮間税会女性部の設立20周年式典が本年2月10日開催されました。式典では、澤田部長の設立20周年の御礼とともに今後の発展を祈念する挨拶の後、マリンバの演奏をバックミュージックにして、なごやかな懇親会が催されました。



## 【群馬県間税会連合会】会長：松平 緑

| 会員数<br>(人社) | 20年   | 21年   | 22年   | 23年   | 24年   |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             | 2,185 | 2,187 | 2,134 | 2,135 | 2,233 |

当連合会も長期的に見ると会員減少の傾向は否定できませんが、最近5年間の県連(9単会)の組織状況を見ますと、会員減少の単会のほうが多いものの、その減少を補っている単会があり、県連全体としては表のように減少していません。逆に昨年などは98会員が増加しています。

増加した単会話を聞くと、やはり役員の方々が情熱を持って、地道な努力の積み重ねをした成果といえそうです。

### ●前橋間税会●

会長 星野 哲也

前橋間税会青年部(部長 小曾根英明、会員80人)では毎年研修会を実施していますが、今年も5月17日に前橋商工会議所会館で約40名の会員が参加して開催されました。

研修会の内容は、群馬大学医学部の鳥飼幸太先生を講師に迎え、「重粒子線治療について」というテーマで



お話を伺いました。この重粒子線治療というのは、国内の大学病院としては初めて取り組んだという先進的ながん治療方法で、これまでのエクス線等の治療に比べ、①がんをピンポイントで死滅させるので副作用が少ない②治療期間が短いといった特徴があるということを教わりました。

## 【長野県間税会連合会】会長：吉村 義憲

### ●上田間税会●

会長 吉村 義憲

当会女性部(女性部部长 金井春子)は、今年で創立10周年を迎えました。

平成14年6月長野県内2番目の女性部設立で、62名の会員で出発いたしました。

10年といえば生まれた赤ちゃんは10歳となり、もう小学校3年生のりっぱな少女ですが、私たちにはあつという間の10年だったような気がします。

とにかく、「継続は力なり」と言いますし、「数は力なり」とも言います。できるだけ多くの仲間と楽しく心に残るような事業の展開をと心がけ、税務研修・女性らしさを追及する各種研修会・親睦マレットゴルフ大会・視察研修・ふれあいコンサート企画等、会員皆さんの協力の下、精力的に活動をしてまいりました。

10周年を迎えるにあたり記念事業として「<sup>箏</sup>機に寺子屋らしい」と題して、市内のお寺を拝借し琵琶と横笛の演奏会を主に、七夕にちなんだ、「アレンジフラワー」・「七夕会食と棚機うんちく話」また、「座禅体験」・七夕にちなんだ美味しい和菓子とお抹茶に、心を「ほっと」させる楽しい一時を過ごしました。

これからも、上田間税会に女性部ありと、本会の皆様と心を合わせて会の発展に寄与したいと考えています。



## 【新潟県間税会連合会】会長：崎山 興紀

当連合会は、13単会会で組織されており、会員数は2,398人社で、前年比97.6%の状況です。

昨年8月、崎山(新)県連会長が就任し、「①質・②初・③コミュニケーションの3本柱」を意識した活動で、活動の底辺を広げ、活性化を図り始めました。

① 質では、モデル会が先導役で全体のレベルアップを行い、その中で広報モデル会の高田間税会が税の標語応募数で5,430件、新津間税会も2,709件と関信越間連内のトップクラスとなり、組織強化モデル会の三条間税会が会員増強82人社を達成しました。また女性部のない単会会への先導役として、県連女性部を発足させ活動を開始しました。

② 初では、公益法人を対象とした消費税研修会や、農業事業者の参加を促す税務研修会等で、新たな仲間づくりを行っております。

③ コミュニケーションでは、単会と税務署幹部との懇談会の推奨、県連では単会事務局に集まって頂き、間税会役員と事務局の仕事のすみわけ・共有して効率を上げるべき事柄・互いが補完すべき事柄等を話し合う事務局会議を毎年開催することとしました。

新潟県では日本の野生で36年ぶりに朱鷺が誕生したとの明るい話題もあり、「明るく・元気よく・前向きに」間税会活動を進めてまいります。



## 常任理事会の開催

去る7月26日(木)午後2時から東京・麹町弘済会館において、常任理事会が開催されました。

席上、ご来賓として出席された国税庁課税部吉田寿彦消費税室長から、ごあいさつをいただきました。

主な議題は、次のとおりです。

- ① 第39回通常総会等の開催
- ② 平成23年度収支計算書(見込額)及び平成24年度収支予算書(案)
- ③ 平成23年度事業報告及び平成24年度事業計画(案)
- ④ 今後における組織増強への取組みと財務基盤の強化等について
- ⑤ 「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの効果的な活用等について
- ⑥ 「税の標語」の募集等について
- ⑦ 社会保障・税一体改革法案等の概要について
- ⑧ 平成25年度税制及び執行に関する要望書(間接税関係)

## 全間連の租税教育活動を一般財団法人大蔵財務協会が支援

一般財団法人大蔵財務協会(石坂匡身理事長)は、本年も昨年に引き続き、全間連が実施している「税の標語」の募集活動と「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布活動に対して支援して下さることになり、去る7月26日(木)に開催された常任理事会の席上において、石坂理事長から大谷会長に対し、支援金(200万円)が贈呈されました。

「税の標語」の募集は平成5年度から、また、「世界の消費税」図柄刷込みクリアファイルの配布は平成13年度から実施しているものですが、年々「税の標語」の募集数やクリアファイルの配布数は増えてきており、次代を担う青少年の租税教育に力を入れている大蔵財務協会は、全間連のこれらの事業は租税教育活動及び税の啓発・周知活動として大変効果的であるとの高い評価の下に、支援していただいているものです。



## 正副会長会議の開催

去る7月26日(木)常任理事会に先立ち、正副会長会議が開催され、今後における全間連の運営のあり方等について、幅広い観点から検討が行われました。

## 青年部役員会の開催

青年部は、去る6月29日(金)首相官邸見学会の後、午後3時30分から、事務局において役員会を開催し、第34回通常総会の開催及び今後における青年部のあり方等について、協議しました。

その後、植松国税庁課税部消費税室課長補佐及び橋場実査官を交えて、活発な意見交換が行われました。

## 揮発油税中央セミナーの開催

第33回揮発油税中央セミナーは、6月13日(水)午前9時30分から東京・麹町弘済会館において、石油精製、石油化学関係会社の本支店、事業所等の揮発油税実務担当者を対象に、国税庁課税部消費税室川崎諸税第一係長を講師として行われ、105名が受講しました。

## 全間連の主な動き (24. 5. 14~9. 4)

|          |                             |          |
|----------|-----------------------------|----------|
| 5月14日(月) | 南九州間連総会出席                   | 宮崎       |
| 5月15日(火) | 全間連会報発行第124号                |          |
| 5月17日(木) | 広島局間連総会出席                   | 広島       |
| 5月18日(金) | 仙台局間連総会出席                   | 仙台       |
| 5月18日(金) | 輸出品販売場等税務懇話会理事会             | 事務局      |
| 6月5日(火)  | 北海道間連総会出席                   | 札幌       |
| 6月7日(木)  | 一般社団法人全国LPガス協会総会懇親会出席       | 東京       |
| 6月13日(水) | 揮発油税中央セミナー                  | 東京       |
| 6月13日(水) | 東海間連総会出席                    | 大垣       |
| 6月14日(木) | 関東信越間連総会出席                  | さいたま     |
| 6月14日(木) | 福岡局間連総会出席                   | 福岡       |
| 6月18日(月) | 東京局間連総会出席                   | 東京       |
| 6月19日(火) | 輸出品販売場等税務懇話会総会出席            | 東京       |
| 6月28日(水) | 税制委員会                       | 事務局      |
| 6月29日(金) | 青年部見学会、役員会、国税庁幹部との意見交換会     | 東京       |
| 7月3日(火)  | 幹事会                         | 事務局      |
| 7月11日(水) | 財務委員会                       | 事務局      |
| 7月12日(木) | 会務運営委員会                     | 事務局      |
| 7月13日(金) | 総務委員会                       | 事務局      |
| 7月26日(木) | 正副会長会議、常任理事会                | 東京       |
| 8月10日(金) | 事務局長会議                      | 事務局      |
| 8月22日(水) | 平成25年度税制及び執行に関する要望書提出及び内容説明 | 民主党政策調査会 |
| 8月29日(火) | 四国間連総会出席                    | 徳島       |
| 9月4日(火)  | 幹事会                         | 事務局      |

## 【はじめに】

平成19年5月、富山県間税会連合会傘下の高岡間税会の会長職を務めることになって早6年を経過しましたが、まだまだ経験不足の状態の中であり、我が高岡間税会の会員増強にも手を焼いているのが現状であります。その上に、全国の広報委員としての職務まで務めるのは、大変だ、というのが実感であります。

当地方は、平成26年に開通を控えた北陸新幹線、そして高速道路も能越道が能登と繋がり、これからの高岡は、飛越能(飛騨・越中・能登)86万人の中心として、大きく変わろうとしています。

そこで、今回は我が高岡間税会の母体である高岡市、能登に繋がる氷見市、飛騨に繋がる五箇山の観光スポットを紹介させていただきます。

なお、北陸新幹線は、平成26年度までに長野～金沢間の開業を目標に整備が進められています。

能越自動車道は、平成26年度の七尾までの供用開始を目指し、順次整備が進められています。

## 【高岡】

では、先ず先頭を切って高岡から紹介します。先ず高岡と言えば、高岡の名づけ親と言うべき前田利長公の菩提寺 国宝「高岡山瑞龍寺」です。

### 国宝「高岡山瑞龍寺」

高岡の開祖前田利長公の菩提寺曹洞宗の名刹。3代藩主前田利常の建立で、壮大な六堂伽藍配置様式の豪壮にして典雅な美しさに圧倒されます。山門、仏殿、法堂が県内で初めて国宝の指定を受けました。



次の写真は、金屋町の町並です。

慶長14年、加賀藩2代藩主前田利長公が高岡に居城を移し、慶長16年には砺波郡西部金屋より7人の鋳物師を金屋町に呼び寄せ、御印地と呼ばれる宅地を与えると共に、納税や労役免除等の特権を与え手厚く保護し、金屋町の地で鋳物業を興したのが現在の高岡銅器の源です。千本格子の家並みと銅片の敷き込まれた石畳が美しいたたずまいを見せています。

また、前田利長公の命日に当たる6月20日には利長公への報恩・感謝の意を込めて「御印祭」が盛大に執り行われ、華やかで楽しい祭りとなっています。



### 高岡古城公園

「高岡古城公園」は、市街地のほぼ中心部に位置しています。この公園は、加賀藩2代目藩主前田利長公が築いた高岡城の城址を、明治以来公園として開放したものです。当時のまま残された城跡として全国的に珍しいものです。

春は桜、夏は緑したたる樹木、秋は紅葉、冬は白銀の静寂さの中に咲く椿の美しさと、四季それぞれに鮮やかな彩の変化を見せてくれます。



たか おか み くるまやまつり

### 高岡御車山祭

(全国で重要有形・無形民俗文化財に指定されている5件のうちの1つ)

華やかな桃山様式を帯びた高岡名工の技が結集されており、7基の御車山が町々を巡行する祭りの華麗さは圧巻です。

高岡御車山は、天正16年に太閤豊臣秀吉が、後陽成天皇と正親町上皇を聚楽第に迎え奉るときに使用したもので、加賀前田家初代当主・前田利家公が太閤秀吉より拝領し、二代・前田利長公が慶長14年に高岡城を築くにあたり、町民に与えられたのが始まりと伝えられています。京都祇園の祭礼にならって鉾山に改造され、今日に至るまで高岡の発展とともに継承されてきました。



## 【氷見】

次は、氷見へ向かう途中にあります、雨晴海岸から見た立山連峰です。海越しに3,000m級の山々が眺望でき、まるで絵葉書みたいな、そんなハッピーな感動を満喫できます。

そして氷見と言えば 氷見鰯です

ブリは、回遊魚で、寿命は7～8歳。体長120cm程度まで成長します。日本海では春から夏にかけて北上し、晩秋から初冬にかけて南下、ブリ群は、富山湾へ来遊します。3～5月、九州付近で産卵。

またブリは、その成長によって呼び名が変わっていくため、めでたい出世魚としても親しまれています。富山県では、当歳魚のツパイソ・コズクラ・フクラギ、そしてガンド(1歳魚)、ブリ(3歳魚)へと成長。それからオオブリ(5歳魚)と呼ばれるようになります。11～12月、いわゆる「鰯起し」という雷鳴をともなった大シケがくると、ブリ漁の最盛期が幕開けします。



## 【五箇山】

それでは今度は、高岡の南、岐阜県との県境にある五箇山を紹介します。

平成7年12月、ユネスコの第19回世界遺産委員会において、岐阜県白川村荻町、富山県五箇山相倉、菅沼の各合掌造り集落が「世界遺産」として登録されました。相倉合掌造り集落には、23棟の合掌造り家屋が現存し、田畑、石垣、雪持林とともに懐かしい景観を見せています。今も、昔ながらの生活が息づく、山間の小さな集落です。



## 【結び】

最後に、今年は北陸の福井で全国大会が開催されます。最もこの"たより"を読まれるころはもう終わっているかと思いますが、この大会が成功裏に実施されますよう、全国各地から多数の皆様が参加くださることを心よりお待ちしております。

なお、福井の帰り道に高岡の地にも立ち寄っていただき、富山の歴史、景観そして魚の美味しさを感じていただければ幸いです。

## 組織増強への取組み

各間税会とも、間税会活動の最重点項目として、組織の拡大・強化に力を入れてきているところですが、7頁に掲載しましたように、残念なことに平成24年4月1日現在の会員数（組織形態の異なる大阪局間連を除きます。）は、87,925人社となり、前年同期の89,055人社に比べて1,130人社の減少となりました。

このような趨勢の中で、会員増強に精力的に取り組まれ、顕著な会員増に結びつけた間税会もあります。

今回の間税会だよりでは、平成23年度中に80人社を超える会員増を行った会の中から7間税会について会員増強への取組み方を中心とした活動状況を紹介させていただきます。

### ●●横浜南間税会●● 東京局間連 ●●

| 会員数<br>(人社) | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 増加会員数 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|             | 420 | 420 | 410 | 400 | 500 | 100   |

#### 1 組織拡大への取組み方

数は力と申します。会員増強には、普段より機会あるごとに会員へ呼びかけを行っております。

具体的な施策は、次のとおりです。

- ① 現会員の退会を防止すること。
- ② 廃業等による退会者（企業）を個人会員として継続してもらうこと。
- ③ 青年部・女性部の呼びかけで会員拡大を図ること。
- ④ 業種団体への働きかけにより、団体加入を推奨すること。

\*今回、小売酒販組合の団体加入を取り付け、140名の増強が実現できました。

#### 2 主な事業活動の内容

役員交流一泊研修会を開催、異業種交流を推進しています。また、会員交流日帰りバス研修会や、青年部・女性部合同研修会を実施し、会員同士の親睦交流はもとより、未加入者にも参加を呼びかけ、加入勧奨の機会にしています。

地域のイベントにも積極的に参加し、会のPRと「税の街頭広報」に取り組んでいます。

「税の標語」募集には、租推協や税理士会の協力をいただきながら、積極的に取り組んでいます。

会報は年2回（1月新年号・8月総会報告）発行しています。

#### 3 今後の活動方針

引き続き会員増強を推進しながら、活発な会運営に努め、「活力ある、加入してよかった、楽しく、正しく税を理解する」間税会を目指します。とりわけ「税の標語」募集については、税務署の協力をいただき、管内各学校への周知、応募依頼に力を入れ、昨年以上の応募数（昨年の応募数2,646点）を目指して頑張っています。



日帰り研修会

### ●●川口間税会●● 関東信越間連 ●●

| 会員数<br>(人社) | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 増加会員数 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|             | 225 | 230 | 250 | 250 | 350 | 100   |

#### 1 組織拡大への取組み方

モデル会（埼玉県モデル会）の指定を受けたことを契機に、組織増強の成果を上げるための方針を下記のように定め、2年間の増強計画に着手しました。

〔会員増強への具体的取組み〕

まず、常任理事会の結成（6名）、理事役員の構成拡大（36名）、組織拡大実行委員会の結成（6名）及び年会費の引上げ（役員・法人・個人会員）を行いました。

会員増強についての具体的な計画及び目標の設定は、すべて組織拡大実行委員会にて行いました。

川口地区 新入会目標 130人社

草加地区 新入会目標 40人社、

鳩ヶ谷地区 新入会目標 30人社、合計200人社、

上記、目標達成のため役員の努力はもとより、各種業界団体、各地区商工会議所、法人会等の税務関係団体、税理士会、各地区金融機関等をお願いをしております。



日帰り研修会

2 主な事業活動の内容

- ① 新春講演会（西川口間税会と合同で、税務講演会・アトラクション・懇親会を実施）
- ② 親睦ゴルフ会（年2回）
- ③ 日帰り研修会
- ④ 会報の発行（年2回）

3 今後の活動方針

新年度に入り組織拡大実行委員会として、新たに事業活動計画書を作成し、下記のとおり決定しました。

- ① 組織拡大実行委員の増員  
川口地区 3名、草加地区 2名及び鳩ヶ谷地区 1名を増員しました。
- ② 川口間税会組織拡大（新入会員増強目標）  
前期：平成24年5月～8月（4ヶ月間）10人社  
後期：平成24年9月～平成25年4月（8ヶ月間）40人社（特別増強月間）  
前期分は、すでに達成しております。  
新しい「入会案内しおり」も作成し、引き続き組織拡大に努めます。

上田間税会 関東信越間連

| 会員数<br>(人社) | 20年   | 21年   | 22年   | 23年   | 24年   | 増加会員数 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|             | 1,190 | 1,120 | 1,050 | 1,048 | 1,148 | 100   |

当会では、毎年、会員減少が続いている状況に歯止めをかけるため、会員増強による組織強化を最重点課題として取り組み、まず、第一段階として100人社増加の目標を掲げ、これを達成しました。

今後も、引続き更に上を目指し、全役員で会員増強に向け努力することとしています。

1 組織拡大への取組み方

- ① 年々会員数が減少する実態の中で、会員1,000人社を割ってはいけないとの思いから、会長、副会長、常任理事、支部長、事務局等が一体となって積極的に会員増強を行いました。
- ② 景気低迷の中で、正会員の家族や従業員をファミリー会員として会員に迎えることとし、支部毎に増強活動を実施しました。
- ③ 正会員の家族や、従業員等のいわゆるファミリー会員に対する会費を、一般会員より安くすると、会の財政面に影響が出ることを考え、正会員の増強をセットで行い、結果として100人社の増加目標を達成することが出来ました。

2 主な事業活動の内容

各委員会毎に事業の展開を図っています。

- ① 総務組織委員会 組織の拡大強化及び各委員会との連携
- ② 広報委員会 年2回「うえだ間税会会報」の発行による情報提供
- ③ 税務研究委員会 消費税を中心とした税務研修会

税務署長、税理士等を講師に税知識の習得

- ④ 研修委員会 他の間税会との交流を含めた視察研修旅行を通じて会員相互のコミュニケーションの深化と意識の向上
- ⑤ 女性部会 女性部による各種イベントの開催・税務研修会・「税の標語」募集活動・クリアーファイルの配布（近隣中学校）・年間通して古切手等の収集

3 今後の活動方針

- ① 会長を先頭に、全役員・事務局が一体となって活動することが、会員増強に繋がりますので、これからも積極的に取り組んでいきます。
- ② 間税会としての事業規模、事業内容について、全国一を目指して活発な活動を展開していきます。



第23回通常総会の様子

三条間税会 関東信越間連

| 会員数<br>(人社) | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 増加会員数 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|             | 226 | 295 | 376 | 376 | 458 | 82    |

1 組織拡大への取組み方

- ① 三条間税会役員と三条税務署幹部との懇談会を、「報告・連絡・相談の場」として春と秋に行い、組織拡大に向けて取り組むための重点施策・方針・進め方等を共有し、実行に移しました。
- ② 特に今年度は、「行政と公益法人向けの消費税研修会」を開催するとともに、農業事業者の会への加入を促すために、農商工連携事業例紹介時に税務研修会を一緒に行うことにより、かなりの会員増強を行うことが出来ました。

\* 農商工連携事業：農林漁業者と中小企業者が新製品、新サービスの開発などを実現するために協力を行うもので、(財) にいがた産業創造機構が後援を行っています。

2 主な事業活動の内容

- ① 税務研修会、間税会資料（会報、国の財政と消費税ポスター等）展示会の開催
- ② e-Taxの普及拡大運動
- ③ 手作りの三条間税会会報の発行
- ④ 三条間税会のPR活動として、今年度は地元の新聞に2回掲載されました。

3 今後の活動方針

全間連第11回モデル会として「恥ずかしくない活動と結果を！」と志してから、2年間が過ぎました。

この間、活動の核となる役員の啓発を促すために始めた三条税務署幹部との懇談会が、「報告・連絡・相談の場」として定着し、活動の原動力となり始めています。この前向きな取組みを継続することで、人材育成も図りながら、間税会活動を充実してまいります。



三条税務署幹部との懇談会

●●● 松阪間税会 ●●● 東海間連 ●●●

| 会員数  | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 増加会員数 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| (人社) | 357 | 344 | 330 | 313 | 500 | 187   |

1 組織拡大への取り組み方

第11回のモデル会に指定され、特に会員増強に力を入れることとし、「目標500人社以上」を掲げ、各役員会・講演会・総会等にて、役員を中心として、その都度、出席者全員に入会申込書を配布し、会員増強をお願いしました。

また、正会員よりも安価な会費の準会員（個人会員）制を設定することで、より広く多くの方に間税会活動を認識していただき、支援していただける体制づくりをしました。

各役員には、新規会員が加入するごとに、紹介者の名前・新規加入者の名前、紹介加入件数及びその時点の総会員数をFAXにて連絡することにより、各役員間の良い刺激となり、全ての役員が一丸となって会員増強に取り組むことができました。

その達成感は、皆で分かち合えたものと思います。

2 主な事業活動の内容

(1) 租税教育

- ① 当会エリア内の小学5・6年生及び中学1年生へクリアファイル6,100部を贈呈しました。
- ② 「税の標語」の募集を小・中学校の校長会にて説明し、夏休みの課題の一つとして、学校で応募をとりまとめていただきました。その結果、小・中学校から2,153点の応募があり合計3,058点の応募がありました。
- ③ 11月の「税金展」にて、小・中学校対象の「税の標語」の優秀者の表彰式及び「税金クイズ」を行い、税知識の普及を図りました。
- ④ 松阪税務署長による講演会と、松阪税務署法人課

税第一部門統括官による税務研修会を開催しました。

- ⑤ 会長による高校3年生への租税教室を開催しました。



会長による租税教室

(2) 広報活動

- ① 広報パレードや駅前での街頭広報において、「e-Taxボーイズ」(確定申告イメージキャラクターであるe-Taxの「イータ君」にあやかり、役員が緑の服と帽子を身にまといPR)の活躍により、間税会のPRにも大きく貢献しました。
- ② 「税を考える週間」、「e-Tax普及」、「確定申告はお早めに」、「手軽な電子申告・納税はイータックス」のそれぞれ啓発・広報用の懸垂幕を設置しました。

(3) 会員親睦

京都伏見への日帰り研修旅行及び新春親睦会等を開催しました。

(4) 松阪税務連絡協議会代表

当会が、松阪税務連絡協議会代表を務め、11月の「税を考える週間」行事、「税金展」や街頭パレードを挙行しました。

3 今後の活動方針

これらの活動を通して会員同士の親睦も深まり、間税会活動が盛り上がりを見せてきました。

今後とも、「間税会に入っていて良かった」といつていただけるような魅力ある研修会・講演会・懇談会・研修旅行等を行うよう努めてまいります。

●●● 福井間税会 ●●● 北陸間連 ●●●

| 会員数  | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 増加会員数 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| (人社) | 759 | 850 | 801 | 792 | 882 | 90    |

1 組織拡大への取り組み方

本年は、福井において全間連第39回通常総会が開催されることになっており、そのために会員増強に力を入れることを第1の目標としました。

役員の入れ替えを行い、会長が中心となり加入勧奨のために、100社以上の会社を訪問した結果、組織拡大に繋がりました。

2 主な事業活動の内容

- ① 「税の標語」の募集は、福井市内の中学校を対象にして約700点の応募がありました。
- ② 研修会は、年2回 金沢国税局と福井税務署の担当官に講師をお願いし、消費税の実務研修を行っています。

著名人を呼んでの講演会も、年1回開催するようにしています。

- ③ 社会的に問題になっています“振込め詐欺”防止の対応策として、幟旗を作成し、警察と共に市民の皆様にご注意を呼びかける運動も展開しています。

### 3 今後の活動方針

「間税会に加入して良かった」と言っていたいただける会を目指します。

今後も、講演会、懇親会、視察旅行、研修会等を活発に行い、会員への情報提供及び会員間の交流を深めることによって、会への加入メリットの増幅に努めていきます。



振込め詐欺防止キャンペーン

## 伊予西条間税会 四国間連

| 会員数<br>(人) | 20年   | 21年   | 22年   | 23年   | 24年   | 増加会員数 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            | 1,206 | 1,207 | 1,238 | 1,382 | 1,463 | 81    |

### 1 組織拡大への取り組み方

会長が中心となって、地域の方々へ直接、加入をお願いしています。会議でいくら会員増強を叫んでも、会長が率先して行動しなければ、成果があがらないと思います。

平成6年に45人社の会員数の会を引き継いで、今年1,463人社になりました。

役員一同、地域の支援で不況の中頑張っています。

### 2 主な事業活動の内容

#### ① 講演会

著名人を招いて、広く一般に公開した講演会を毎年開催してきました。この講演会のおかげで、地域における間税会の知名度は高くなりました。

#### ② e-Taxの周知と利用推進に努めました。

#### ③ e-Tax推進のため、カードリーダーを間税会で購入し、無料貸出をしました。

#### ④ ジョイセフ（ユニセフ的なボランティア団体）に協力してきました。

- ⑤ 税務署との協調の下に、租税、特に相続税・贈与税の説明会を開催しました。

### 講演会の内容

| 年月日       | 講師    | 演題                        | 経歴等                   |
|-----------|-------|---------------------------|-----------------------|
| 平成15.11.8 | 田口 信教 | 金メダルへの道                   | ミュンヘンオリンピック金メダリスト     |
| 平成16.6.19 | 稲尾 和久 | 私の野球人生                    | 元西鉄ライオンズ投手            |
| 平成17.5.15 | 大武健一郎 | 21世紀の日本の国家戦略と税制税務行政       | 国税庁長官                 |
| 平成18.6.25 | 八木 康夫 | 戦艦大和の語り部                  | —                     |
| 平成19.6.24 | 城 武夫  | 真珠湾攻撃を語る                  | —                     |
| 平成20.6.22 | 板津 忠正 | 特攻の真実と平和                  | 元特攻隊員<br>知覧特攻平和会館初代館長 |
| 平成21.6.21 | 伏屋 和彦 | 税務行政に携わって                 | 元国税庁長官・内閣官房副長官・会計検査院長 |
| 平成22.6.20 | 野志 克仁 | もぎたてテレビと私                 | 南海放送アナウンサー<br>愛媛県松山市長 |
| 平成23.7.31 | 中田 勝博 | 「地域に生の演奏をすることて心豊かに」の講演と演奏 | 愛媛県交響楽団指揮者            |

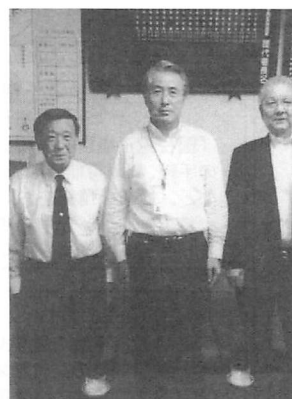
### 3 今後の活動方針

e-Taxと県・市のeTAXをドッキングして、地方行政にも協力していきます。

講演会も益々地域密着型となり、参加者も500名～1,000名と定着してきています。

今後も、これらの事業を力強く続けていきますが、少ない経費で最大の効果を上げるようにしていきたいと思っています。

まずは、行動あるのみです。



近隣間税会との交流

始めよう！月々2,992円  
からの安心生活！



全日警のホームセキュリティ  
**HAPPY GUARD**  
ハッピーガード

お見積りは、無料！ お問い合わせ、お見積り、資料のご請求は [www.zennikkei.co.jp/hs/](http://www.zennikkei.co.jp/hs/) ☎ 0120-87-7575



# 国税庁ホームページのご案内

www.nta.go.jp

国税庁

検索

**1** 新着情報  
訪問者別に調べる  
税目別に調べる  
所得税 法人税  
源泉所得税 消費税  
譲渡所得 印紙税  
相続税 酒税  
贈与税

**2** 確定申告書等作成コーナー  
国税電子申告・納税システム (e-Tax)

**3** 税務手続の案内  
事前相談に対する文書回答  
所管法令(e-Gov)  
認定NPO法人制度

**4** 税理士の方へのお知らせ  
国税局・税務署を調べる  
札幌 | 仙台 | 関東信越 | 東京  
金沢 | 名古屋 | 大阪 | 広島  
高松 | 福岡 | 熊本 | 沖縄

**5** 税の役割と税務署の仕事  
国税庁新着情報メールマガジン  
国税庁概要・採用  
国税庁の紹介  
採用案内  
所管特別民法法人  
税務大学校  
国税不服審判所

**6** パンフレット・手引き  
税法・通達等・質疑応答事例  
申請・届出様式  
タックスアンサー

**7** 申告・納税手続  
申告・申請・届出に関する情報  
納税・納税証明書  
申告書等作成コーナー  
e-Tax(国税電子申告・納税システム)

**8** 税について調べる  
タックスアンサー(よくある税の質問)  
税法・通達・質疑応答事例  
税についての相談窓口  
お酒に関する情報

**9** 路線価図  
公売情報  
Web-TAX-TV  
税の学習コーナー

**10** 源泉徴収義務者の方へ  
相続等に係る生命保険契約等に  
基づく年金を受給されている方へ  
相続税・贈与税の  
事業承継税制関連情報

**11** 税の役割と税務署の仕事  
国税庁新着情報メールマガジン  
国税庁概要・採用  
国税庁の紹介  
採用案内  
所管特別民法法人  
税務大学校  
国税不服審判所

〒100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 電話番号03-3581-4161(代表) / Copyright (c) 国税庁 案内図 関連リンク

国税庁ホームページ (平成 24 年 8 月現在)

## 申告書・納税等のためのページ

### ① 確定申告書等作成コーナー

パソコン画面の案内に従ってデータを入力することにより、所得税及び消費税(個人)の確定申告書並びに贈与税の申告書などが作成できます。

また、「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを e-Tax で送信できます。

### ② e-Tax (国税電子申告・納税システム)

自宅やオフィス、税理士事務所から申告や納税などができる「国税電子申告・納税システム (e-Tax)」について、利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)など、最新の情報をお知らせしています。

また、e-Tax を利用するために必要な e-Tax の開始届出書をオンラインで提出することもできます。

### ③ 税務手続の案内

各種税務手続の概要や提出時期などのほか、国税の納付手続や納税証明書の交付請求手続などを案内しています。申告書、申請書、届出書、請求書など、手続に必要な用紙のダウンロードもできます。

### ④ 公売情報

公売財産の詳しい内容について紹介しており、様々な条件を入力することにより、全国の国税局や税務署の公売財産を検索することができます。また、インターネット公売に関する情報や公売の日程・手続に関する情報も提供しています。入札等に必要書類をダウンロードすることもできます。

### ⑤ 新着情報・メールマガジン配信サービス

配信登録を行っていただくと、ホームページに掲載された最新の情報や、時節に応じた税情報などを電子メールで受信することができます。

## 税について調べるページ

### ⑥ パンフレット・手引き

「暮らしの税情報」をはじめとしたパンフレットや確定申告の手引き、各種税制改正のあらましなどがダウンロードできます。

### ⑦ 路線価図等の閲覧

全国の3年分の路線価図と評価倍率表を公開しています。相続税や贈与税における土地の価額を計算するときに利用してください。

### ⑧ Web-TAX-TV ～ジャンルで選べる税金ガイド～

テーマごとに動画と図解で生活シーンに合わせて解説するインターネット番組です。

所得税や消費税の仕組み、確定申告の仕方などを具体的にお伝えしています。24時間、自宅や事務所でも気軽に税の情報を入手できます。国税庁の取組をドラマ仕立てで紹介する番組もあります。

### ⑨ タックスアンサー(よくある税の質問)

税に関する情報を提供しているインターネット上の税務相談室です。税の種類ごとに調べられるほか、キーワード検索もできます。

### ⑩ 税の学習コーナー

税の意義や役割を分かりやすく解説したページのほか、租税教室などでご利用いただけるよう、パワーポイント教材や講師用マニュアルなどの各種資料を提供しています。そのほか、税に関するアニメーションビデオやゲームなど、税について楽しく学べるコーナーを設けています。

### ⑪ イラスト・動画等で見える国税庁の取組紹介 (税の役割と税務署の仕事)

「税の役割と税務署の仕事」や「国税庁の取組」をイラストで分かりやすく解説しております。また、その資料はPDFやパワーポイントでダウンロードできます。